

利用規約

第1章 総則

第1条 名称及び運営

本規約は、長瀬石油株式会社(以下「当社」)が運営する「インドアゴルフ&マシンピラティススタジオPALGIO岡山上中野店」(以下「当スタジオ」)の利用条件について定めるものです。

当スタジオの運営および管理は、当社が行います。

第2条 目的

当スタジオは、会員各人の身体自己管理の啓蒙・心身の健康維持・増進・会員相互の親睦・交流を目的とします。

第2章 会員

第3条 会員制度

(1)当スタジオは、会員制フィットネスです。

(2)当スタジオの会員とは、次条に定める入会資格を満たし、第6条の入会手続きを完了することで、当スタジオの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結した個人または法人をいいます。

(3)会員は、当スタジオが別に定める会員区分に応じて、当スタジオの利用できる範囲、条件、内容等を変更できるものとします。なお、当スタジオは会員区分を変更又は廃止することができるものとします。

(4)当スタジオの会員資格を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供することはできません。

(5)会員証は第三者に貸与・譲渡できません。

第4条 入会資格

当スタジオ会員は、当スタジオの趣旨に賛同し、当スタジオが定めた規約・細則及びその他運営規則を厳守することに賛同した者で、当スタジオが定める方法により入会手続きを行い、次の各号に定める条件を全て満たすものとします。

(1)当スタジオは男性女性問わず利用が可能です。

(2)医師等に運動を禁じられておらず、当スタジオの利用に支障がないと申告された方。（妊娠されている方は妊娠中の入会はできません）

(3)当スタジオの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。

(4)暴力団などの反社会的団体に関与していない方。

(5)他人に感染する恐れのある疾病や伝染病に罹患していない方。医師等により運動を控えるよう指導されていない方、または当スタジオの利用に支障がない方。

(6)当スタジオの趣旨に賛同し本規約その他の当スタジオが定める運営管理に関する規則を守れる方。

(7)刺青・タトゥー(ファッションタトゥーを含む) がある場合、他の会員への配慮のため、当スタジオ利用時は隠すことに承諾いただける方。

(8)当スタジオが会員として不適当と認める事由のない方。

第5条 会員区分

当スタジオの会員区分は、以下の通りとします。会員の要件および利用範囲等の条件には当スタジオが別途これを定めます。

(1)個人会員

(2)法人会員

第6条 入会手続

(1)当スタジオに入会を希望される方は、所定の手続きに沿って、当スタジオの承認を得るとともに当スタジオの定める諸費用を支払うものとします。

(2)前項において当スタジオはその自由な裁量により入会申込を承認または承認しないことができ、承認しない場合はその理由を示す必要はないものとします。

(3)第一項(1)で定める手続きおよび支払いの完了をもって、入会希望者と当スタジオの間で本規約による当スタジオ利用規約が成立し、入会希望者は当スタジオの会員になるものとします。

(4)初回入会時は入会金と入会月を数えて2か月分の月会費をお支払いいただきます。3か月目からは1か月分の月会費を前月20日にクレジットカード決済いたします。

(5)初月を月途中から利用開始する場合は、日割り計算とし、翌月から利用開始する場合は満額支払いとなります。

(6)一旦納入した入会金・諸会費・諸料金等は、如何を問わずこれを返還しないものとします。

(7)初回入会時は、入会月を数えて2か月間は退会・休会・プラン変更はできないものとします。

(8)当スタジオの運営上必要とした場合または経済情勢の変動に応じて、入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができるものとします。

第7条 未成年者の取扱

未成年者の入会希望については、本人とその親権者(法定代理人)の連署にて申込手続きを行ない、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。高校生(16歳以上)以上から当スタジオをご利用いただけます。

第8条 施設の利用

(1)会員は、当スタジオの営業時間内に本規約・細則及びその他当スタジオの定める規則に従い、当スタジオを所定の方法によりその料金を支払って利用できるものとします。但し、当スタジオが特別行事あるいは施設の改装・整備等を行なう場合、施設の一部を廃止又は利用を制限することができるものとします。

(2)会員は、当スタジオ内ではスタッフの指示に従うものとします。

(3)当スタジオは、施設利用の円滑化を図るため、当スタジオの利用を予約制とします。予約方法については当スタジオが定めるものとします。

第9条 退会

(1)会員が当スタジオを退会する場合は、当スタジオが定める方法により退会手続きを行うものとします。

(2)会員は、退会を希望する場合、退会希望月の前月10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にご来店の上、当スタジオが定める方法により退会手続きを行うものとします。

↳(例)8月退会を希望される場合は7月10日までにお申し出ください。退会日が8月31日となり、7月20日が最終決済日となります。

(3)月額会員の退会月の利用料は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払うものとします。

(4)月額会員は、月額利用料を3か月分滞納、又は滞納期間が3か月間を経過し、利用料を支払う意思を当スタジオが確認できない場合は、退会するものとします。なお、当該会員は退会后、当スタジオに対する月額利用料等の滞納分について、当該滞納分の支払義務を引き続き負うものとします。

第10条 休会

(1)会員は、休会を希望する場合、休会希望月の前月10日までに（10日が定休日等の場合は前営業日までに）登録店舗にご来店の上、当スタジオが定める方法により休会手続きを行うものとします。

↳(例)8月から10月までの3か月間休会をご希望の場合、7月10日までにお申し出ください。11月分の会費は、10月20日に自動的にご契約のプラン額が決済されます。

(2)休会可能期間は、1か月以上最大3か月までとします。休会期間中の月会費は免除されますが、休会管理料として月額1,100円（税込）が発生します。

(3)休会中、会員は所定の手続きにより復会することができるものとします。

第11条 プラン内容の変更

会員は、プラン内容の変更を希望する場合、プラン変更希望月の前月10日までに（10日が定休日等の場合は前営業日までに）登録店舗にご来店の上、当スタジオが定める方法により手続きを行うものとします。

↳(例)8月からプラン内容の変更を希望される場合は、7月10日までにお申し出ください。7月20日から新プランでの決済が始まります。

第12条 会員除名

当スタジオは、会員が次の各号の一つに該当する場合は、何ら警告を要することなく除名または会員資格の一時停止をすることができるものとします。

(1)当スタジオ内施設および備品を故意に破損した場合。

(2)当スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。

(3)会費その他の支払いを3か月以上滞納した場合。

(4)入会に際して虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。

(5)第4条の各項を満たさなくなった場合。

(6)その他当スタジオが当スタジオの会員として不適当と判断した場合。

(7)6か月間レッスン未出席が続く、かつ継続の意思がない場合。

(8)当スタジオ内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められた場合。

第13条 会員資格喪失

会員は次の各号に該当した場合に、会員資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は、会員が本条各号のいずれかに該当した時点とします。

- (1)会員が退会した場合。
- (2)第12条により会員が除名された場合
- (3)会員が死亡した場合。
- (4)法人が解散した場合。
- (5)第4条に定める資格が欠けた場合。
- (6)当スタジオが閉鎖した場合。

第14条 予約・キャンセル規定

- (1)会員は当スタジオの利用に関わる予約を取り消す場合、予約したレッスンの1時間前までに（以下「予約取り消し期限」） 当スタジオが定める方法に従い、取消し手続きを行うものとします。
- (2)前項の予約取り消し期限を経過した後は、当スタジオの利用に係る予約を取り消すことはできません。 この場合、一旦お支払いいただいた利用料は、理由の如何に関わらず返還しないものとし、レッスン1回分の消化となります。

第15条 法人会員に関する特則

自らが所属する法人、組合その他の団体等と当スタジオとの間での法人会員契約（以下「法人会員契約」）に基づき当スタジオを利用する会員（以下「法人所属会員」）については、本約款各条項に加え、以下各号が適用されるものとします。

- (1)法人所属会員は、第4条各号の他、次の全てに該当する方に限るものとします。
 - a. 自らが所属する法人、組合その他の団体等（以下「所属法人」）と当スタジオとの間で、法人会員契約が締結されていること。
 - b. 法人会員契約にて別に定める資格要件（法人会員の役職員その他の構成員であること等をいいますがこれに限られません。以下「本資格要件」）がある場合、本資格要件を満たすこと。
- (2)法人所属会員となることを希望する方は、申し込み手続きに際し、所属法人の社員証その他当スタジオが別に定める本人確認書類（以下「本人確認書類」）を掲示するものとします。なお、法人所属会員は、申し込み時に掲示した本人確認書類の記載内容に変更があった場合、又は本資格要件を喪失した場合、当スタジオに対し、速やかに届け出るものとします。
- (3)入会金又は利用料等、本約款に基づいて法人所属会員が負担すべき費用については、法人会員契約で定められた条件に従うものとします。法人所属会員は、法人会員契約の内容変更により当該費用が変更される場合、当該変更に従うものとします。

(4)法人所属会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合、当スタジオ所定の時期をもって、自動的に法人所属会員としての資格を失います。なお、法人所属会員としての資格を失った場合でも、第9条第2項の退会手続きを行わない限り、当スタジオの会員としての資格は継続されるものとし、第5条の会員区分に従い、当スタジオが定める利用料を、当スタジオ所定の方法により、当スタジオ所定の期日までに支払うものとしします。

a. 法人会員契約が解除・退会その他の事由に基づき終了した場合。

b. 本資格要件を喪失した場合。

第3章 運営・管理

第16条 禁止行為

当スタジオは、会員に対し次の各号にあたる行為を禁止するものとします。

(1)許可なく当スタジオ内の撮影又は録音する行為。

(2)許可なく当スタジオ内にて、物品の売買、営業活動又は勧誘する行為。

(3)営利・非営利を問わず、ビラ等の配布、張り紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為。

(4)他の会員やスタッフに対する暴力行為、危険行為、痴漢行為、露出行為、ストーカー行為。

(5)当スタジオの器具、その他の備品の損壊又は当スタジオ外への持ち出し行為。

(6)動物の持ち込み。

(7)酒気を帯びた状態で当スタジオを利用すること。

(8)他人に伝染又は伝染する恐れのある疫病を有する状態で当スタジオを利用すること。

(9)当スタジオ内・当ビル敷地内での喫煙及び飲酒。

(10)当スタジオの業務を妨げる行為。

(11)他人のスタジオ利用を妨げる行為。

(12)その他当スタジオが不適當と認める行為。

第17条 VIP会員に関する特則

当スタジオが運営するインドアゴルフにおいて、VIP会員、VIPチケット利用者およびVIPビジターチケット利用者は、当スタジオが指定するVIPルームを利用することができます。ゴルフVIPルームの利用については、本約款各条項に加え、以下各号が適用されるものとします。

(1) ゴルフVIPルームの利用は、当スタジオが別途定める対象プランまたは対象チケットを保有する方に限るものとします。

(2) VIP会員は、所定の手続きにより当スタジオが承認した会員以外の同伴者に対し、会員本人の施設利用の妨げにならない範囲で、ゴルフVIPルームを利用させることができます。ただし、同伴者の利用は、会員本人の同伴がある場合に限り、1回につき3名までとします。

(3) ゴルフVIPルームを利用できる同伴者は、第4条に定める入会資格に準じた条件を満たす方に限るものとします。

(4) VIPチケット利用者およびVIPビジターチケット利用者の同伴者の可否、人数、利用条件については、当スタジオが別途定めるものとします。

(5) 同伴者が利用できる範囲は、ゴルフVIPルーム内に限るものとし、当スタジオが別途認めた場合を除き、ピラティスエリア、通常のゴルフエリア、その他の施設・設備を利用することはできません。

(6) VIP会員、VIPチケット利用者およびVIPビジターチケット利用者は、同伴者に対し、本約款、施設利用上の注意事項およびスタッフの指示を遵守させる責任を負うものとします。

(7) 同伴者による施設・設備の破損、他の会員または第三者への迷惑行為、その他当スタジオに損害を生じさせる行為があった場合、当スタジオは、当該利用者に対し、利用制限、同伴利用の停止、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとします。

(8) VIP会員の募集定員、利用条件、利用可能時間、同伴者の利用条件その他詳細については、当スタジオが別途定めるものとします。

第18条 営業時間及び定休日

(1) 当スタジオの営業時間及び定休日については、別途定めるものとします。

(2) 当スタジオは諸般の事情により施設の営業時間及び定休日等を変更できるものとします。

第19条 施設の廃止・利用制限

次の理由により施設の全てまたは一部を閉鎖、廃止、利用制限を行う変更があります。

(1)天災地変・法令及び制定改廃・行政指導・社会情勢経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生した場合に、当スタジオは施設の全てを閉鎖又は一部廃止、または利用を制限することができるものとします。

(2)前項により当スタジオが閉鎖された場合、当スタジオは全ての会員との契約を解除できるものとし、会員はこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等いかなる請求も行わないものとします。

会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、当スタジオは、会員に対し、特別の補償は行いません。但し、この場合にも当スタジオは既納の入会金・諸会費・諸料金等を返還しないものとします。

第20条 会員等の損害賠償

(1)会員及びゲスト（以下「会員等」）は、自己責任において当スタジオを利用するものとします。

(2)会員等が当スタジオ利用に際して生じた人的物的事故については、会員等の過失の有無に拘わらず、当スタジオは一切損害賠償責任を負わないものとします。また、会員等が自己の責に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。法人会員利用者の場合は、登録法人も連帯して責任を負うものとします。

第21条 当スタジオの損害賠償

会員等が、当スタジオ利用に際して被った人的・物的事故について、当スタジオに過失がある場合は、当スタジオの行為と相当な因果関係のある範囲内で当スタジオは一定の保証をするものとします。

第22条 通知

(1)当スタジオの規約・細則・その他管理・運営に関する事項の改正、インストラクター、トレーナーの変更等の通知または予告は、公式 SNS または公式ホームページ等より行います。

第23条 その他諸規約の改定

(1)当スタジオは、必要と認めた場合、本規約・細則・その他当スタジオの定める規約の改定を行うことができ、その効力は全会員に及ぶものとします。

(2)会員は、前項における諸規約の改定に対し、異議申し立て・権利の主張・その他一切の請求をしないものとします。

細則

第1条 会費等

入会金・諸会費・諸料金等は別に定めるものとします。

第2条 会費等費用の支払

- (1)会員の月会費の支払は、原則的にクレジットカード決済とします。
- (2)月会費の決済日は毎月20日です。
- (3)その他の費用については、当スタジオが定める方法により支払うものとします。

第3条 施設利用の範囲

会員及びゲストは、当スタジオを利用できるものとします。但し、基本的には会員に予約を求めるほか、その利用時間を制限することがあるものとします。

第4条 休業日

当スタジオは、次の各号のいずれかに該当する場合、当スタジオを休業及び利用時間を制限できるものとし、当スタジオに関する通知または予告は、公式SNSまたは公式ホームページ等より行います。

- (1)当スタジオで定める定休日
- (2)年末年始、夏季休業等の季節休業日。
- (3)スタジオの補修、保守、点検又は改修をする場合。
- (4)当スタジオ内においてイベント等を開催する必要がある場合。
- (5)気象災害、トレーナーの急病・急用、その他外因的事由によりやむを得ない場合。

第5条 名義変更

当スタジオは、会員の名義変更を一切行わないものとします。

第6条 本細則の改訂

- (1)当スタジオは、必要と認めた場合、本細則の改定を行うことができ、その効力は全会員に及ぶものとします。
- (2)会員は本細則の改定に対し異議申し立て・権利の主張・その他一切の請求を行わないものとします。

2026年8月吉日

インドアゴルフ&マシンプラティススタジオPALGIO岡山上中野店